

平成28年度市民建設委員会行政視察報告書

1. 視察日程 平成28年11月7日(月)～11月9日(水)
2. 視察先及び項目
- 石川県金沢市
- ・空き家対策事業について
- 富山県射水市
- ・空き家対策事業について
- 滋賀県長浜市
- ・黒壁を中心とした市街地活性化事業について
3. 視察参加者
- | | |
|------|--------------|
| 委員長 | 斉藤義明 |
| 副委員長 | 東原章 |
| 委員 | 大藤匡文 |
| 委員 | 前川昌也 |
| 委員 | 野角満昭 |
| 委員 | 若杉輝久 |
| 同行 | 中西明彦(市民生活部長) |
| 随行 | 神内秀孝(議会事務局) |

1. 石川県金沢市

<人口：454,269人，面積：468.64km²>

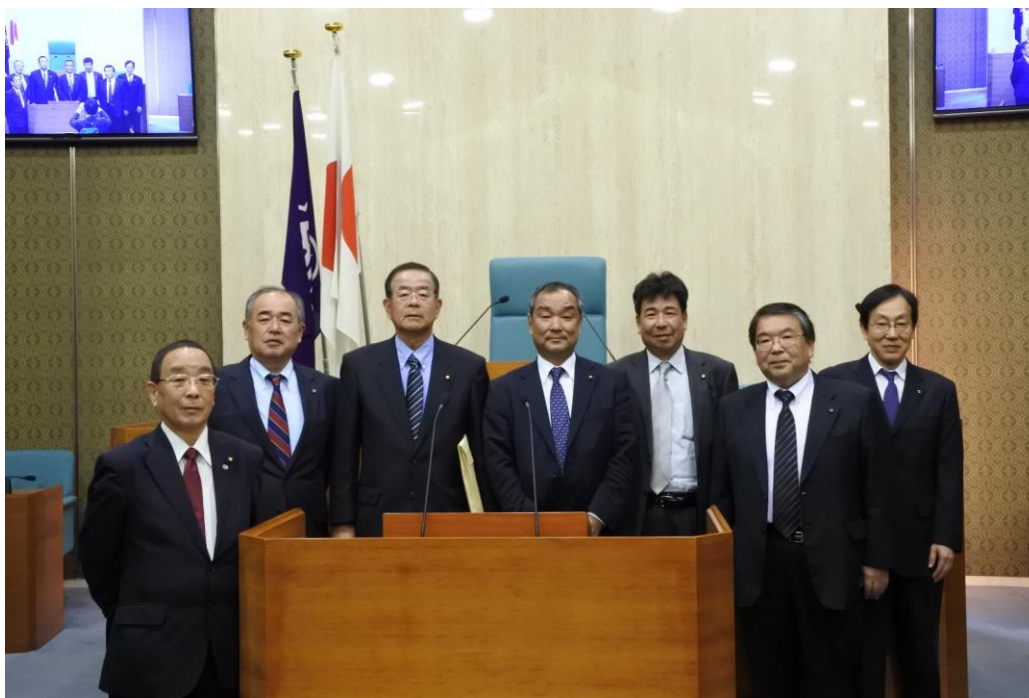
期日：平成28年11月7日（月）14時半～

視察項目：空き家対策事業について

【金沢市の概要】

江戸時代に加賀藩の城下町として栄えた金沢市は、石川県のほぼ中央に位置しており、東は富山県境から西は日本海まで、南は白山山麓から北は金沢平野を経て日本海に臨んでいる。平成8年に中核市に指定され、現在は約46万人の人口を擁している。

市北部には日本三名園のひとつとして知られる兼六園があり、東海北陸自動車道の開通や空路の開設、また平成27年3月には北陸新幹線が開業され、連日多くの観光客で賑わっている。交通機関の発達を機に相互に友好や連携を深め、交流人口の拡大などを図るため、那覇市や高松市など十都市と交流協定を結んでいる。



【視察目的】

現在、人口の減少・少子高齢化問題等により、人が住むことなく、維持管理されることもないまま放置されている空き家が全国的に増加傾向にある。そのような空き家の老朽化により、衛生面等で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす危険性が生じており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要とされ、平成27年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行された。このなかで市町村は空家等の実態調査やデータベースの整備に努めるものとされているが、実際の進捗状況は自治体間で大きな差が見られる。

このような状況下で本市においても、生活環境の保全、空き家の適正管理、住宅施策としての利活用の促進など本市の実情に応じた空き家施策を講じるための基礎資料とするため、平成28年度から市内全域の空き家に対する現地調査を行い、空き家の件数や分布状況を把握するとともに、外観目視による不良度判定を行うことにより、空き家に関するデータベースの作成に着手している。

金沢市では、平成28年4月から「金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例」を施行し、空家等を積極的に活用することにより、地域コミュニティの活性化を図るとともに、空家等の利活用に対し様々な補助制度を設け、空き家の解消に努めている。定住促進策としても有効なこれらの空き家対策事業について調査研究を行うものである。

【説明者】 金沢市都市整備局定住促進部住宅政策課 藤 本 氏

【内容】

1. 統計データから見た空き家の現状

金沢市の人口は現在のところ若干ではあるが増加傾向にある。しかし、数年のうちに他の地方都市と同様に減少傾向に転じると予想されている。空き家と密接に関係する住宅数と世帯数の推移については、住宅の戸数・伸び率ともに世帯数・世帯数の伸び率を上回っており、このことから空き家が増加していることが推測される。



住宅・土地統計調査による空き家数は、平成 20 年から 25 年の間で約 400 戸減少しているが、主な要因は売却用住宅等の利用目的が明確な空き家数が減少したことによるもので、利用目的のない実質的空き家は平成 15 年から 42.3%、数にして 3,740 戸も増加している。

高齢者を含む世帯内訳と高齢者を含む世帯の住宅所有関係では、高齢者のみの世帯が約 15%となっており、その値は年々増加している。また、高齢者を含む世帯のほとんどが持家であるので、将来的にこれらの住宅が空き家になる可能性が高いとみている。

2. まちなかにおける空き家の状況

企業局の協力により、市内のまちなか区域と郊外における水道の休止率を参考に空き家状況を調査した。郊外では約 13%の住宅が 1 年以上水道を休止しているが、まちなか区域では約 30%近い住宅が 1 年以上水道を休止しているという結果だった。このことから、使用していない空き家状態となっている住宅が相当量あるのではという推測に至った。また、民間業者と協力して一部地域で現地調査を行った結果、都市計画区域の 3.6%の面積しか占めていないまちなか区域に市内の空き家の約 30%が集中していることが判明し、まちなかの空き家の状況はかなり深刻なのではないかと認識した。

3. 定住促進策としての空き家対策

北陸新幹線の開業による交流人口の拡大を定住人口増加の絶好の機会と捉え、移住・定住策と空き家対策事業を関連付けたものとして考えている。

○まちなか定住促進策

まちなかにおける土地価格が高騰し、敷地も道路も狭いことから郊外への人口流出が始まり、まちなかの人口が減少したことによって中心市街地の活力が低下した時期もある。それに歯止めをかけるため、平成 13 年に「まちなかにおける定住の促進に関する条例」を制定し、まちなかでの住宅所得に対して様々な補助制度を創設した。なかでもまちなか住宅建設奨励金についてはこれまでに約千件の実績があり、4 千人もの定住につながった。

○金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例

かなざわ移住・定住戦略会議のなかに新たに空き家対策専門部会を立ち上げ、空き家条例や空き家等対策計画を検討し、平成 27 年 12 月議会で「金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例」の議決をもらい、平成 28 年 4 月 1 日から全面施行して

いる。

空家等対策の推進に関する特別措置法の後に策定した条例であり、命令や代執行についてはすでに法に規定されているので、法を補完する部分と金沢市の空き家対策の方向性を示す部分が大半を占める。特に空き家の活用に関する施策の方向性を詳しく規定しているのが特徴と考えている。具体的には、空き家等管理・活用計画の策定や空き家等の除却に係る援助、町会その他の地域団体との空き家活用協定などについて規定している。



○金沢市空き家等管理・活用計画

計画期間は平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月までとしているが、必要に応じて見直すこととしている。対象区域は市内全域とするが、まちなか区域について優先的に取り組むこととしている。対象とする空き家等の種類は全ての用途の建物とするが、住宅の活用について優先的に取り組むこととしている。

周辺に悪影響を及ぼす危険性があるもので、自主的に是正・解体を行ってもらえない場合は応急措置や法律上の特定空き家と位置付け、法に基づく措置を行っていくものとしている。

空き家の適切な管理については、空き家セミナーの開催やパンフレット等による広報により、空き家等の所有者等に対する意識涵養や理解増進を図っている。また、事業者団体と連携することにより、相談体制を構築するなどしている。

空家等及び跡地の活用促進については、空き家バンクの拡充ということで、まちなかに限っていた空き家バンクを市内全域に拡大するとともに、まちなか、金澤町屋、中山間地域に分かれていた空き家バンクの統合を図っている。ただし、空き家バンクは情報の提供のみとしている。平成 28 年 9 月末現在で空き家バンクに掲載されている空き家のうち 93.8%が成約済みとなっている。内部改修の補助要件が、空き家バンクに掲載されている空き家に限るとなっていることが、成約率が高い理由と考えられる。

また、空き家等を活用した移住・定住の促進として、まちなか空き家活用促進補助金や郊外部移住者空き家活用促進補助金を創設した。郊外部に関しては、人口増に直結する、移住者のみを対象としている。加えて、空き家等活用協定の締結による地域における活用として、町会等・所有者等・市が協定を締結し、所有者等が町会等に空き家を無

償で貸付け、集会施設等として活用するのであれば市からは町会等に対し、改修に係る費用の一部補助や、所有者に対しては固定資産税の減免を考えている。

特定空き家等に対する措置等として、自らが所有する危険空き家を除却される所有者等に対して、除却費の1/2、50万円を上限とした危険空き家等除却費補助金を交付する。補助対象となる空き家は危険空き家と判断したものに限るので、現在問い合わせただく空き家のほとんどが補助対象とならないものばかりである。本当に除却してほしいと考えている空き家の所有者からはあまり反応がないのが実情である。交付実績は3件ある。緊急時には条例に基づき応急措置を行うこととしている。特定空家等については法律に基づく措置を行うとしているが、所有者への懸命な呼びかけにより、所有者自ら補助制度を活用し、除却してくれたということもあり、特定空家等として認定したものはない。

○金沢市空き家等管理・活用推進協議会

法律と条例に基づき協議会を設置。構成員は市長をはじめとした10人で、計画の作成・変更、実施に関する協議を行う。市長の出席が必要となる協議会は、なかなか機能しづらいという点から、協議会委員のうち、会長が指名する5人で専門部会を設置し、特定空き家等の認定、命令・代執行の実施、空き家等活用協定の締結に関する協議を行う。

4. 今後の課題

- 再建築が不可能な敷地にある空き家への対応
- 相続が未登記となっている空き家への対応
- 地域からの要望に対応が追いつかないおそれ

空き家のみを担当課ではなく、人員も不足している状況なので、これ以上問い合わせ等の件数が増えると対応できなくなる可能性がある。

【主な質疑】

(質) 除却費補助金について、対象を危険空き家に限った場合、危険空き家になるまで放置するといったケースが発生しそうだが、市民への説明はどのように行ったのか。

(答) 担当課でも当該制度の創設に対しては慎重になっていた時期もあり、町会等で空き家についてのセミナーを開催した際にも同じご指摘をいただいたこともある。その折、か

なり老朽化の進んだ危険空き家の情報提供が寄せられ、周辺住民の方に安心して生活してもらうために行政として当該制度を設けることは意味があると判断した。たしかに、ある種のモラルハザードを誘発しかねない制度ではあるが、当該制度の趣旨は、周辺住民の安全安心の確保が第一であるということを説明し、納得していただけるように努めている。

(質) 所有者不明の空き家は何割程度あるのか？

(答) 継続的に見回りや指導を行っているものが100軒弱ある。その中で固定資産税も払われておらず、所有者が全く分からないものが約1割である。



【視察を終えての感想】

本市においても早期に条例を策定し、自治会等の協力のもと空き家対策を急がなければいけないと改めて感じた。空き家対策と移住・定住策との両面から条例を策定しなければならないし、金沢市と人口・財政面も大きく開きがあり、金沢市のような細かい施策は出せないかもしれないが、国の補助も活用しつつ事業内容を精査していかなければならない。金沢市では大きな問題として、観光の目玉である古風な町並み（藩政期の区割りが現在もそのまま残っている）が、開発の妨げになっているとの話であったが、本市も市街地の空き家については道も狭く、除却作業にも手間と費用がかかる。また、地籍調査もまだで敷地の確定も苦慮しそうである。その市に見合った条例にするのはもちろんのことではあるが、金沢市のようにまだ人口が増えているにもかかわらず、空き家と移住・定住を合わせて考え、動き出しているのに、人口が減少傾向にある本市はまだ何もできていない。早期の策定を目指さなければいけないと痛感した。

II. 富山県射水市

<人口：94,175人，面積：109.43km²>

期日：平成28年11月6日（火）10時半～

視察項目：空き家対策事業について

【射水市の概要】

射水市は富山県のほぼ中央に位置し、総面積は109.43km²で東は富山市、西は高岡市に隣接している。平成17年11月1日に射水郡の4町村と新湊市が合併し、「射水市」が発足した。富山県を代表する大河である神通川・庄川の間広がる射水平野の大部分を占めており、射水平野は中小の河川や地下水に恵まれた土地として古くから栄えてきた。古代の人々は、水の湧出をあらわす言葉「イ」・「ミズ」にちなみ、この地を「イミズ」と呼んだと考えられ、射水という地名は万葉集にも登場する。

また、本年8月に行われたリオデジャネイロオリンピック柔道女子70kg級で金メダルを獲得した、田知本遥選手の出身地として知られている。



【視察目的】

射水市では、平成 23 年度に自治会の協力のもと、市内全域を対象とした空き家の実態調査を行い、地図データとして取りまとめ、管理している。平成 24 年度にはさらに詳細に現状を把握するため、所有者に対する意向調査及び現地補足調査等を実施し、今後の横断的な住宅施策を推進するための基礎資料としている。



本市においても、今後空き家対策事業を進めていく上で、空き家状況のデータベース化や全庁的な対応が必要になってくると思われる。そこで、射水市で空き家対策事業を進めている際に発生した問題点やそれを解決に導いた手法等を視察し、本市の空き家対策事業に活かすべく、調査研究を行うものである。

【説明者】 射水市都市整備部建築住宅課 課長 吉田氏
住宅係長 野崎氏
住宅係主任 二口氏

【視察項目についての説明】

1. 射水市の現状

○空き家実態調査について

平成 20 年度の住宅・土地統計調査結果では市全体の約 10%が空き家となっていた。しかし、あくまで標本調査に留まっているため、「射水市住まい・まちづくり計画」にも位置づけられている通り、市内全域の全戸調査により、空き家の実情を把握する必要があると考え、平成 23 年 9 月から自治会へ委託し、全戸調査を行った。その結果を地図データとして管理している。

平成 24 年度にはさらに詳細な情報を得るべく、コンサルタントへ委託し、現地補足調査や空き家の所有者に対する意向調査を実施し、修繕に対する支援や空き家情報バンクへの登録促進等の空き家の利活用促進に向けた基礎資料になると考えた。実態調査は議会に報告し、市報・市のホームページにも掲載している。

平成 26 年 10 月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」に先駆け、「射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を施行した。

平成 28 年現在の空き家数は、平成 23 年度と比較し 186 戸も増加している。

○空き家状況のデータベース化について

(1) メリット

- ・ 検索すれば所有者・家屋の状況・損傷度が一目で分かる。
- ・ 空き家対策に関係する庁内各課で同じ情報を共有することができる。
- ・ 意向調査の際に住所検索等が簡単になる。
- ・ 相続人が「空き家の発生を抑制するための特例措置」を活用する際に、空き家であることを市町村が証明しなければならず、その際にデータ上にあれば、すぐに空き家だと判断することができる。

(2) デメリット

- ・ 逐一更新しなければ現状を把握できないが、かなりの労力を要する。
- ・ 課税する際の家屋番号とリンクさせておけばよかった。

○空き家対策支援事業について

(1) 解体補助

補助対象となった家屋で、損傷度や周辺への影響が著しいと判断された場合に解体工事費の 2 分の 1（上限 50 万円）を補助

実績：平成 26 年度 16 件、平成 27 年度 15 件、平成 28 年度 36 件（見込）

(2) 解体後の新築補助

(1) の制度を利用して解体し、その跡地に自己が居住する住宅を新築する際に、解体後 1 年以内に申請があれば、新築工事費の 2 分の 1（上限 60 万円）を補助

実績：平成 26 年度 0 件、平成 27 年度 2 件、平成 28 年度 2 件（見込）

2. 今後の展望

○射水市空家等対策計画の概要について

今年度は前回の実態調査から 5 年が経過するというところで、再度、市内全域の空き家を調査し、平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間を計画期間とした、「射水市空家等対策計画」を策定中である。

(1) 問題点及び課題

① 予防・適正管理

- ・ 住宅のミスマッチによる空き家化
- ・ 相続が適切に行われていないことによる空き家の長期化

②空き家の利活用

- ・所有者の空き家に対する愛着により，活用や流通が進まない

③老朽危険空き家等の管理不全

- ・解体費用の負担や，固定資産税の住宅用特例が無くなることによる管理不全空き家の増加

④土地利用上の制約

- ・町家形式の密集市街地で道路も狭隘なため，再建築が困難なことによる空き家の増加

(2) 空き家に対する対策

①予防・適正管理対策

- ・広報やホームページへの掲載，勉強会や納税通知書に併せた啓発など，予防意識の向上を図る
- ・空き家管理業者を紹介し，適正管理を促す etc

②活用・流通対策

- ・空き家バンクへの登録を促し，制約の増加を図る
- ・新耐震住宅の空き家に対するリフォーム補助の検討
- ・中古住宅の品質を確保するため，建物診断を普及・促進 etc

③管理不全対策

- ・所有者の特定と外観調査等を実施し，特定空家等として認定
- ・特措法及び空き家条例に基づく助言，指導，勧告，命令，行政代執行の措置
- ・各種相談受付，解体補助の促進 etc

④実施体制

- ・相談窓口を一本化 etc

【主な質疑】

(質) 解体補助について，申請件数が予算額を超えた場合は断っているのか。

(答) 他市ではお断りしている自治体が多いが，射水市では空き家対策を市民が安心して生活するための重要な課題として位置付けているので，補正予算で対応している。



(質) 支援事業は市の単独事業か。また、現在申請されている空き家の損傷度はどのランクのものが多いのか。

(答) 社会資本組整備総合交付金の効果促進事業として行っており、国の補助が2分の1ある。老朽危険空き家の解体に対する補助金とは別である。

現在申請されている中では、損傷度3のものが多く、屋根が陥没していたり、外面がはがれて下地材が露出したりしているものが多い。

【視察を終えての感想】

射水市では、空き家に関する施策(条例)を制定・推進するにあたって、国の特措法制定以前から空き家の実態調査、市民に対するアンケートを繰り返しており、平成27年8月には関係11課による庁内連絡会議を立ち上げ、各課の役割を明確にし、市民対応や今後の展開等を検討している。

また、早くから空き家対策を実施しており、市民アンケート、自治会との対話等により市民と問題意識を共有することによってその成果は着実に実を結んでいる。

空き家は放置すれば倒壊の危険、治安の悪化、環境破壊等々、その影響は大きなものがある。さらに大災害時には避難の妨げになることも考えられ、その対策は急務である。本市においてもその調査、空き家の活用、除去等市民の意見を十分取り入れた対策が必要であると強く感じた。

Ⅲ. 滋賀県長浜市

<人口：120,351人，面積：164.40km²>

期日：平成28年11月9日（水）10時～

視察項目：黒壁を中心とした市街地活性化事業
について

【長浜市の概要】

長浜市は滋賀県の東北部に位置し，北は福井県，東は岐阜県に接している。周囲は伊吹山系の山々とラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており，琵琶湖に注ぐ河川により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり，県内でも優れた自然景観を有するほか，戦国時代を偲ばせる長浜城や小谷城跡などすぐれた歴史的遺産にも恵まれている。

現在は，京阪神や中京，北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり，京都市，名古屋市並びに大阪市の経済圏域とは，JR北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として密接に結びついている。

また，平成28年には長浜曳山祭の曳山行事がユネスコ無形文化遺産の「山・鉦・屋台行事」のひとつとして登録された。



【視察目的】

近年、駐車場が整備され利便性の高い郊外型大規模商業施設の建設が進む一方で、地方都市における商店街の衰退が続いている。シャッターを下ろしたままの店が並ぶ「シャッター通り」という言葉が中心市街地の空洞化を示すキーワードとなっている。都市機能を中心部に集中させたコンパクトシティの構築と中心市街地の活性化は多くの市町村において差し迫った課題となっている。

この点については、本市も例外ではなく、市街地の活性化に関して有効な解決策が見出されていないのが実情である。

本視察では、市街地の商業施設の閉店が相次ぎ、中心市街地の空洞化が進む中、市民主体のまちづくりにより、空き店舗の解消に取り組み、一日に4人の通行人と一匹の犬しか通らなかった商店街を日本有数の観光地として再生させた長浜市について調査研究を行うものである。

【対応者】 産業観光部商工振興課 主幹 森 氏
主事 水 森 氏

【視察項目についての説明】

1. 中心市街地の衰退

昭和54年秋に中心市街地にあった大型店舗が、郊外に出店したことや車社会の進展により、中心市街地から人が姿を消し始めた。それにより、伝統的な人口集積地域が衰退し始めた。

2. 商店街の再生

○商店街再生のきっかけ

- ・昭和58年、市民からの寄付金をもとに豊臣秀吉公が築いた城が約400年ぶりに再建された。それを機に「長浜出世まつり」と銘打ち各種イベントが開催され、盛り上がりを見せた。
- ・昭和59年に博物館都市構想が策定され、その後のまちづくりの基礎となった。
- ・市・商工会議所・商店街、ながはま21市民会議（青年会議所OBが中心）、株式会社黒壁の3つの組織がまちづくりを牽引した。

○株式会社黒壁の誕生

黒壁銀行の名で親しまれていた国立第百三十銀行長浜支店の建物が昭和 62 年に不動産業者へ売却され、取り壊しの危機に直面していた。市街地のシンボルでもあった黒壁銀行をどうにか買い戻してほしいと市民から行政の方に依頼があり、昭和 63 年にながはま 21 市民会議のなかの 8 人のメンバーの寄附と行政の出資により第 3 セクターとして株式会社黒壁が設立された。

歴史性、文化芸術性、国際性の 3 つのコンセプトと大型店には真似ができず、かつ地域の産業を圧迫しないことを踏まえ、ガラス製品を売り出すこととした。

☆行政はお金は出すが、口は出さない

○長浜市の発展期

平成 3 年、JR の直流化により、大阪駅などでの「長浜駅」というアナウンスにより少しずつ長浜という地名が浸透していった。

平成 8 年にはNHK大河ドラマ「秀吉」の放送に合わせ、秀吉博覧会を実施した。

○黒壁の店舗展開

商店街に点在していた空き店舗を改装し、外壁を黒く塗ることで、黒壁 1 号館に次ぐ分館を建設した。黒壁分館ではさまざまな業種の店舗展開が行われ、平成 3 年には 65 店舗あった空き店舗が平成 10 年には 20 店舗にまで減少し、販売額・来街者数ともに右肩上がりになったが、現在は頭打ちになっている。

○市街地のにぎわいづくりのための補助

①伝統的建築様式の建物が連たんする景観を形成するために実施する店舗の外観改修事業に対する補助制度（対象経費の 2 分の 1 以内 上限 150 万円）

②中心市街地商店街区域において、個性及び話題性のあるイベントを実施する際の補助制度（対象経費の 2 分の 1 以内 上限 100 万円）



③既存の観光資源を活用し、歴史・自然・芸術等の要素を加味した新たな景観・環境を創出する事業に対する補助制度（対象経費の2分の1以内 上限200万円）

3. 今後の展望

○生まれ変わる黒壁

来街者数も横ばい状態が続いており、このままでは衰退しかねないということで、黒壁の用途を少しずつ変えていく。（例：美術館からレストランへの用途変更など）

また、長浜駅から黒壁スクエアまでの道中が地味だということを受け、長浜駅周辺まちなか活性化室が設置され、駅前の開発に取り組んでいる。

【主な質疑応答】

（質）黒壁による空き店舗の解消についてだが、空き店舗と言っても元の店主がいると思う。店主から店舗のみを買い取って、黒壁として改修しているのか。それとも店主自らが補助事業を活用して黒壁に改修しているのか。

（答）様々なケースがあるが、買い取ったことはない。初めから黒壁直営の店舗もあれば、店舗部分のみ店主から賃貸して黒壁に改修しているケースもある。

（質）行政は金を出すけど、口は出さないという説明があったけど、どの政策をとっても長浜市では市民の方の熱意が伝わってくる。私が知っている限りでは、坂出市の商店街には受け身の方が多い気がする。長浜市民の盛り上がりのきっかけといったものは何かあるのか。

（答）昔から市民の方と市職員が密に意見交換をしていたと聞く。加えて商工会議所青年部の方たちは10年後、20年後を考えて意見してくださる方も多いため、そういった人たちを中心に長浜市をどうにかしなければならぬといった風潮が芽生えたのかもしれない。

また、長浜市民は新しいもの好きな傾向があり、そういった面も市民参加を促す火付け役になっているのかもしれない。



【視察を終えての感想】

黒壁の保存問題がまちづくりのきっかけとなり、景観づくりやにぎわい創出の波及へ繋がりが、さまざまな取り組みや展開をしている。市と商工会議所、商店街、青年会議所が連携を取りながら意見交換をし、現在の観光に活かされていると思う。本市もにぎわい創出をいろいろな面で行っているが、統一感が無く、テーマに沿ったまちづくりが必要だと思う。小さな発想から生まれる取り組みが、市民を巻き込むきっかけとなるような先見の明を見つける必要がある。

本市においては、市長が提言している「古のロマンのまち さかいで」と先人たちの魅力を発信しているところではあるが、最近ではほとんど述べなくなってきたように思われる。また、アートや文化、芸術、港、お城など何をテーマにまちづくりを進めていこうとしているのかわからない。テーマによっては、市民も町の生い立ちや文化、地域の個性や人と人とのつながりができるものもあると思う。そして、市民の協力によってまちづくりに取り組むことができれば、本市の発展、ひいては人々が支え合えるまちづくりがより形成できるものと思う。

まちづくりは魅力的な資源を見直し、その資源を資源から資産へ醸成していくものである。また、市民が郷土の資源を再発見し、さらに郷土愛ができる事業も考えられることから、今後本市においても様々な人たちと意見交換をし、真のまちづくりを真剣に取り組むべきである。

長浜市の取り組みは共働のまちづくりにも生かせるため、ゾーン、テーマをきちんと決め、展開すべきである。テーマを決めれば、国・県等のあらゆる補助金の活用や市単独の補助金の創出が必要である。そして、その目標のためにあらゆる事業（ハード・ソフトを含め）をそのテーマに沿ったものにしていく必要がある。統一感のない事業では意味がない。長浜市を大いに参考にし、将来を見据えた取り組みを考えるべきである。